

## 街頭防犯カメラ設置に関する企業ボランティア募集要項

### 1 目的

この要項は、街頭防犯カメラ設置に関する企業ボランティア（公共の場に防犯カメラを設置し、本市へ当該防犯カメラの寄附を行う法人その他の団体）を募集することに関し必要な事項を定めることにより、もって安全で安心なまちの実現に資することを目的とする。

### 2 対象企業等

この要項の対象となる法人その他の団体（以下「対象企業等」という。）は、市内に事務所又は事業所を有し、常時活動を行っているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象企業等とはしない。

- (1) 法令その他公序良俗に反する活動を行っているもの
- (2) その事業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業その他これに類するものに該当するもの
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動の周知又は支援を目的とするもの
- (4) その他市長が対象企業等として不相当と判断したもの

### 3 寄附の対象となる防犯カメラ

この要項の対象となるものは、防犯カメラ（別表に定める機能を有するものに限り、適正な設置に要する費用を含む。）及び当該防犯カメラに附属する動作設備、当該防犯カメラを設置するために必要となる工作物その他防犯カメラの維持管理に必要な関連物品とする。

### 4 申込み

上記3に該当する防犯カメラを設置し、本市に寄附しようとする対象企業等（以下「参加企業等」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 街頭防犯カメラ設置に関する企業ボランティア事前協議申出書（様式第1号）
- (2) 街頭防犯カメラ設置及び寄附に関する計画書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 5 申込み後の流れ

参加企業等は、次に掲げる(1)から(4)までを行うものとする。

### (1) 事前協議

市長及び参加企業等は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- ① 防犯カメラの設置台数
- ② 防犯カメラの設置場所（設置柱、撮影範囲等）
- ③ 防犯カメラの設置及び寄附の時期
- ④ 防犯カメラの設置に要する事務手続及び費用負担
- ⑤ 防犯カメラの機種及び仕様
- ⑥ 防犯カメラの設置及び寄附による企業の地域貢献に関する周知方法
- ⑦ 防犯カメラに記録された画像を抽出する方法（無線LAN機能等）
- ⑧ 防犯カメラに記録された画像について、容易に抽出、保存及び再生をすることができないようにする措置（鍵、パスワード等）
- ⑨ その他参加企業等又は市長が必要と認める事項

### (2) 合意書の締結

上記(1)の事前協議が合意に至った場合は、市長及び参加企業等は、街頭防犯カメラの設置及び寄附に関する合意書（以下「合意書」という。）を締結するものとする。

### (3) 防犯カメラの設置等

合意書を締結した参加企業等（以下「合意書締結企業等」という。）は、当該合意書に基づき、防犯カメラの設置及び費用負担（5年間以上の機器保守に係る保証契約の費用負担を含む。）をするものとする。

#### **(4) 防犯カメラの寄附の申出**

防犯カメラの設置完了後、参加締結企業等は、市長に当該防犯カメラの寄附の申出を行うものとする。

### **6 防犯カメラの設置場所**

防犯カメラの設置場所は、自治（町）会、商店会及び該当地域を管轄する警察署の意見及び要望を踏まえ、犯罪を抑止し、不特定多数の市民を守るための効果が見込まれる公共的な場所（繁華街、住宅地、公道等）のうちから、市長と合意書締結企業等が協議して決定するものとする。ただし、特定の個人、建物等への監視につながる場所への設置は行わないものとする。

### **7 周知**

市長は、防犯カメラの設置及び寄附による企業等の地域貢献に関して、次に掲げる方法により広く市民に対して周知を行うものとする。

- (1) 市川市公式W e bサイトでの周知
- (2) 防犯に関するイベントでの周知
- (3) 設置柱等に参加締結企業名を入れた表示板の掲示
- (4) 感謝状の贈呈
- (5) その他市長が適当と認める方法

### **8 防犯カメラの維持管理**

市長は、合意書及び関係法令に基づき、防犯カメラを維持管理し、当該維持管理に必要な事務手続及び費用負担を行うものとする。

### **9 目的外利用の制限**

市長は、防犯カメラに記録された画像を管理し、事件捜査に関する警察への画像提供のみに利用するものとする。

## 10 防犯カメラの撤去

市長は、設置された防犯カメラが老朽、破損等により使用することができなくなったと認めるときは、当該防犯カメラを撤去するものとする。

## 11 合意書の締結の取消しについて

(1) 市長は、合意書締結企業等が次のいずれかに該当すると認めるときは、合意書に係る合意を取り消すことができるものとする。

- ① 偽りその他不正の手段により合意書の締結を行ったとき。
- ② 上記2(1)から(4)までに該当したとき。

(2) 上記(1)による合意の取消しを受けた対象企業等は、市長の指定する期日までに防犯カメラの設置場所を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

## 12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は合意書により定めるものとする。

## 13 問い合わせ・書類提出先

市川市 市民部 市民安全課  
〒272-8501 市川市八幡1-1-1  
電話 047-334-1129  
FAX 047-336-8073  
URL <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

(別表)

機能等の区分	仕様
共通機能	24時間の運用に耐えられるものであること。
撮影機能	カラーでの撮影が可能なものであること。ただし、夜間においては白黒での撮影によることができる。
	映像出力が100万画素以上であること。
	最低被写体照度が3lxを満たすものであること。
録画機能	1秒間の記録間隔4コマ以上の設定において、7日間以上保存が可能なものであること。
	記録画像サイズは1280ピクセル×960ピクセル以上のものであること。
	画像の閲覧に当たっては、パスワードの入力を要すること等とし、第三者が容易にこれを抽出し、保存し、又は再生することができない措置が講じられたものであること。
	画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取出しを行えない措置が講じられたものであること。
無線LAN装置	無線LAN（規格：IEEE802.11n）により画像の抽出を行うことができる機能を有するものであること。
	無線LANは、WPA2-PSK（AES）により第三者の不正アクセスを防止する措置が講じられたものであること。
	無線LANのSSIDステルス機能を有するものであること。
	MACアドレスフィルタリング機能を有するものであること。
その他	市長が所有する画像抽出用パソコンにより画像の抽出及び再生を行うことができるものであること。
	「日本防犯設備協会RBSS基準（優良防犯機器認定基準）防犯カメラ認定基準」を取得していること。



様式第2号

街頭防犯カメラ設置及び寄附に関する計画書

年 月 日

市川市長

所在地  
名称  
代表者

設置予定台数	
設置希望場所	
予定時期	(設置) 平成 _____ 年 _____ 月 頃 (寄附) 平成 _____ 年 _____ 月 頃
希望する周知方法	<input type="checkbox"/> 市川市公式Webサイトでの周知 <input type="checkbox"/> 防犯に関するイベントでの周知 <input type="checkbox"/> 設置柱等に企業名を入れた表示板を掲示 (企業名: _____ ) <input type="checkbox"/> 感謝状贈呈 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
その他	